

ごみ処理基本計画の主な施策について【変更点新旧対照表】

【資料 2】

項目	前回委員会時記載	新計画記載	具体事業案
1 連携の推進			
(1)市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	本市では、さまざまな市民活動団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民活動団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進します。市は、その責任において、効果的効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由を明らかにします。また、市民団体は、望ましい先駆的な取り組みや、有意義ではあるが専門的であるがゆえに参加者が見込めない事業等、行政では行き届かない、あるいは、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能となるよう、市民団体との連携を図ります。	本市では、さまざまな市民活動団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民活動団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との連携を推進します。市は、その責任において、効果的効率的にごみ処理を行うとともに、ごみの実態を把握し、その現状を広く正確に伝え、市民・事業者がごみ減量等の活動を積極的に取り組むべき理由を明らかにします。市民団体は、望ましい先駆的な取り組みや、有意義ではあるが専門的であるがゆえに参加者が見込めない事業等、行政では行き届かない、あるいは、草の根的な手法が有効な身近な活動を、顔と顔が見える関係の中で行っていきます。広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能となるよう、市民団体との連携を図ります。 また、市民による活動により街の美化は保持されるものであるとの認識のもと、美化活動に係わるボランティア活動の在り方の検討を行います。	○環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供 ○事業者・事業者団体等と連携した啓発事業の実施 ○クリーンむさしの推進する会をはじめとする市民団体との協働を推進 ○美化に係わるボランティア活動の推進
2 ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制			
(1)排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)	ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。ペットボトル等の使い捨て容器を多用するライフスタイルを見直す、飲食店(イベント時も含む)での使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品(新聞・紙製容器包装・ペットボトル・トレイ等)の自主回収を極力行う、家庭や事業者から出る食品ロスを削減する等、ごみや資源物を減らす取り組みが必要です。市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて検討・実施します。容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。また、充電池等の適正処理困難物については、製品メーカー側での分別廃棄を行い易い製品設計や、生産者自らの回収ルート拡充について、必要に応じて国等へ働きかけを行います。	ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。市民は、ペットボトル等やレジ袋といった使い捨て容器包装、食品ロスを意識した購入といったライフスタイルの見直しを行います。事業所は食料品店、飲食店では食品ロス削減に取り組む、使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品(新聞・紙製容器包装・ペットボトル・トレイ等)の自主回収を極力行う等、ごみや資源物を減らす取り組みが必要です。市では、これらの市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに、必要となる支援や仕組みづくりについて検討・実施します。また、容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり拡大生産者責任の考え方をベースに、今後も機会あるごとに東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。充電池等の適正処理困難物についても、製品メーカー側での分別廃棄を行い易い製品設計や、生産者自らの回収ルート拡充について、必要に応じて国等へ働きかけを行います。	○各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう啓発を行う。○販売店に対して、不要となった紙パック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう働きかける。○ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについて研究する。○都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等への働きかけ。○適正処理困難物の処理について、国等へ働きかけを行う
4 ごみ処理の効率化・環境負荷の低減			
(6)集団回収のあり方の検討	資源の有効活用及びごみの減量、ごみ問題への啓発等を目的とする集団回収事業は、自治会・町会が少なく、また、全ての地域を網羅する形で自治会・町会がない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の成果をあげてきました。しかし、その一方、古紙、缶等が資源物でありリサイクルすべきものであることが市民に周知されている状況において、補助金額と事業目的であるごみの啓発との関係性の再確認が必要と考えます。また、集団回収が市域全体を網羅する形での取り組みにならざる行政収集との二重の収集体制になっており非効率であること、一部の大規模集合住宅における団体の活動では、ごみ減量資源化意識の向上、コミュニティ意識の育成に結び付いていないケースがあるなど、様々な課題を抱えています。これらの課題を踏まえ、どのような形での集団回収が望ましいか、見直しについて検討します。	資源の有効活用及びごみの減量、ごみ問題への啓発等を目的とする集団回収事業は、自治会・町会が少なく、また、全ての地域を網羅する形で自治会・町会がない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の成果をあげてきました。しかし、その一方、古紙、缶等が資源物でありリサイクルすべきものであることが既に市民に周知されている現状において、事業目的であるごみの啓発と補助金額のバランスについて検討が必要と考えます。また、本市のコミュニティの特性から集団回収が市域全体を網羅できないことにより、行政収集との二重の収集体制とならざるを得ないこと、また、一部の大規模住宅における団体の活動では、ごみの減量資源化意識の向上に結び付いていないケースがあるなどの課題を抱えています。これらの課題を踏まえ、どのような形での集団回収が望ましいか、事業内容の見直しを検討します。	○集団回収制度の見直し
5 クリーンセンターの運営			
(3)環境啓発施設の整備	旧グリーンセンターの事務所棟とプラットホームを再利用した環境啓発施設エコプラザ(仮称)の整備を進めています。エコプラザ(仮称)の原点は本市のごみ問題にあるため、新旧グリーンセンター建設の歴史や議論、成果、関わった方たちの思いなどを次代に引き継ぐとともに、グリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制し、持続可能なまちを目指します。	旧グリーンセンターの事務所棟とプラットホームを再利用した環境啓発施設エコプラザ(仮称)の整備を進めています。エコプラザ(仮称)の原点は本市のごみ問題にあるため、新旧グリーンセンター建設の歴史や議論、成果、関わった方たちの思いなどを次代に引き継ぐとともに、グリーンセンターと連携して、ごみの発生を可能な限り抑制し、持続可能なまちを目指します。 また、グリーンセンターとエコプラザ(仮称)が担う啓発昨日の役割分担を明確化し、連携することにより、それぞれの施設の有する機能を効果的に発揮させていきます。	○平成32年度、環境啓発施設の設置